管理 No.

申 029

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民部 文化振興課

(総務係)

|                   |  | (総務係)   |  |
|-------------------|--|---|--|
| 根拠区分              | 条例 ・ <del>規則</del>   |   |  |
| 許認可等の名称           | なら100年会館時の広場の使用承認  |   |  |
| 根拠条例・規則の名<br>称/条項 | なら100年会館条例(平成 10 年奈良市条例第 16 号) 第5条   |   |  |
| 処分権者              | 指定管理者  |   |  |
|                   | ・なら100年会館条件  | 列施行規則(平成 10 年奈良市規則第 47 号) 第4条第2項第3号   |  |
| 審査基準              | (関連条文) 【なら100年会館条例】 (時の広場の使用承認) 第5条 市民ホールの時の広場(以下「時の広場」という。)において、その全部又は一部を独占して次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。 (1) 興業を行うこと。 (2) 集会を行うこと。 (3) 物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をすること。 (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。 2 指定管理者は、前項の承認に際し、時の広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が市民ホールの管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。 |   |  |
|                   | 第4条 条例第4条第1<br>する者は、なら100年<br>い。<br>2 前項の申請書の受付  | 項又は第5条第1項の規定によりホール又は時の広場の使用承認を受けようと<br>「安館使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならな<br>けは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただ<br>こ必要があると認める場合は、この限りでない。 |  |

|        | (3) 時の広場、楽屋又はシャワ一室を使用する場合<br>使用日の属する月の初日前1箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、第1号又は前<br>号の施設と併せて使用する場合は、当該各号の期間 |  |
|--------|---|--|
| 標準処理期間 | 即日  |  |
| 最終更新日  | 平成 31 年4月1日更新   |  |